

## 令和2年度(2020年度) 自動車税種別割のグリーン化税制について

グリーン化税制とは、既存の税制を環境配慮型に変えることをいい、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）による地域環境汚染の社会問題化、地球温暖化の進展、加えて環境汚染に係る自動車のかかわりの大きさを考慮して、自動車環境対策の観点から、地方税の自動車税種別割に盛り込まれた制度です。概要は以下のとおりです。

### 1 環境負荷の小さい自動車は、税率が軽減されます。(初回新規登録の翌年度の1年間のみ)

**平成31年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)までに初回新規登録した自動車**

特 例 対 象 車		税率	軽減される期間
電気自動車※1 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車※2 クリーンディーゼル乗用車※3		概ね75%軽減	初回新規登録の 翌年度(1年間)分 のみ軽減
(★★★★) ・平成30年排出ガス 基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス 基準75%低減達成	かつ		
		令和2年度燃費基準 +30%以上達成車	
		令和2年度燃費基準 +10%以上達成車	概ね50%軽減
*本対象には、本基準を満たすハイブリッド自動車を含む			

※1 電気自動車には燃料電池自動車を含む

※2 天然ガス自動車は、平成30年規制適合又は平成21年天然ガス車基準より10%以上低減レベルの自動車

※3 クリーンディーゼル乗用車は、平成30年規制適合又は平成21年排出ガス規制に適合したもの

### 2 環境負荷の大きい自動車は、税率が上乘せ(重課)されます。

**令和2年度(2020年度)の自動車税種別割**

特 例 対 象 車		特例対象車の 初回新規登録の時期	車種	税率	重課の期間
ガソリン・ LPG車	初回新規登録から13年 を経過した自動車	平成19年 (2007年) 3月31日 以前	バス、トラック	概ね10% 上乘せ	重課となった年度から 抹消登録されるまで
			バス、トラック以外	概ね15% 上乘せ	
ディーゼル車	初回新規登録から11年 を経過した自動車	平成21年 (2009年) 3月31日 以前	バス、トラック	概ね10% 上乘せ	
			バス、トラック以外	概ね15% 上乘せ	

※ 電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、一般乗合用バス、被けん引自動車は重課の対象となりません。

詳細については、熊本県自動車税事務所(TEL096-368-4020)にお問い合わせください。